

# 古代日本と韓国における文字世界の始まり

権 静\*

---

## 目 次

---

1. 日・朝の文字の始まり – その違いと共通点–
  2. 五世紀以前の日本の文字
  3. 樂浪の文字 – 黏蟬縣神祀碑
  4. おわりに
- 

## 1. 日・朝の文字の始まり – その違いと 共通点 –

古代東アジアは、中國を中心とした世界秩序で編成されており、その世界に参加するためには中國と政治的な關係を結ぶことが要された。政治的な關係とは中國の冊封体制に含まれることをいうが、これについて西嶋定生氏は次のように述べている。

冊封とは、秦漢時代以降の形態でいえば、中國王朝の最高君主である皇帝が、國內の貴族功臣に「王」もしくはそれにつづく「公」「侯」などの爵位と采邑とを賜与する行爲をいうのであるが、このばあいはこれを皇帝と周辺諸國家の君主たちとの關係に適用し、彼らにそれぞれ「王」位もしくは「公」位、「侯」位などを賜与し、これによって皇帝とこれら諸君主との間に君臣關係を設定し、この君臣關係に伴う義務を課することであった。<sup>1)</sup>

このような中國との政治關係は、当時の東アジア世界に参加するためには、余儀のないものであった。そして、中國と冊封關係を結んだ國は、その証しとして中國の皇帝から印綬を授かることとなる。この印綬は、文書外交を前提としたもので、被冊封國が中國に朝貢する場合、携帶すべき國書の封印として用いられた。上述した、君臣關係に伴う義務とは、この朝貢とその際に提出しなければならない上表文の作成であった。上表文を書く

---

\* 東京大學 中部大學・培材大學講師 日本學

1) 西嶋定生『日本歴史の國際環境』（東京大學出版社994年）

ためには勿論、漢字を用いなければならず、被冊封國にとって漢字は、中國との政治關係を結ぶための必修條件であった。漢字は、このような政治的理由によって東アジア世界に伝播され、その結果、漢字を媒体とした漢字文化圏が誕生することとなる。

古代日本と朝鮮においても、漢字の使用は中國との政治關係から始まっており、それは「漢委奴國王」印や「晋高句麗率善邑長」・「晋高句麗率善任長」・「晋高句麗率善佰長」などの印によって裏づけられる。「漢委奴國王」印は、倭國の使者が57年に後漢光武帝から授かった印であり、高句麗の印は吉林省集安から發掘されたもので、晋から授かったものである。これら印は、日本と朝鮮が中國と文書外交を結んでいたことを示唆し、兩國の文字の始まりが共通して、中國との政治關係に起因していることを表わしている。

しかし、中國と海を隔てていた日本が、後漢に使者を送ることによって國家とし初めて中國の文字に触れることになるのと違い、中國と陸続きになっている朝鮮の場合は、國家として政治的に中國の文字を必要とする以前に、中國による漢四郡の設置によって、文字が直接、國內に持ち込まれることになった。そのため韓國の國文學の研究では、樂浪時代の文字から朝鮮の文字が始まったとし、それが高句麗・新羅・百濟の三國に継承されたと見ている。<sup>2)</sup>このような見解は、文字の問題を、自分たちの言葉を表記するために漢字を必要としたとする、内的な必要性から論じたもので、漢字が東アジア世界に参加するための政治的な手段であったことは考慮していない。それは、当時の朝鮮の文字狀況を示してくれる文獻資料が伝わっていないことにも起因する。

しかし、樂浪時代の文字狀況をあらわす金石文資料は存在しており、そこから当時の文字の特徴を考察することができる。それらについての分析は第三節にゆずるとし、結論だけを簡略にいうと、樂浪時代の文字は漢の文字をそのまま半島内に持ち込んだだけにすぎず、それは朝鮮の社會内部とは隔たった所に存在したということである。

樂浪の文字は社會の外部で存在し、それが朝鮮の社會内部に浸透することはなかった。

このように朝鮮の場合は、漢四郡が設置されることによって、紀元前に既に漢字が國內に直接持ち込まれたことになる。その点において日本と異なっているが、その文字が社會内部で機能することはなかった。朝鮮での文字は、やはり上述した印が示唆するように、中國との冊封關係によって当時の東アジア世界に参加するための、政治的な手段として始まるのである。

文字の問題を、自國の言葉を表記するために漢字を必要としたという内的な要求から論じるのは、当時の東アジア世界のなかで漢字が持っていた政治的な意味合いを考慮していないためである。特に、紀元前から國內に漢字が持ち込まれた韓國において、文字は自然

---

2) 金亨奎『増國語史研究』(一潮閣1983年) p.367. 除炳國『大學國語學史』(學文社1982年) pp.46-47. 李基文『國語史概論』(塔出版社1984年) pp.43-47. 金思燁『古代朝鮮語と日本語』(六興出版社1988年) p.49.

成長的な見地から論じられてきた。その面で、後漢光武帝に使者を送ることによって、國家として初めて中國の文字に触れることになる日本の例は、漢字文化圏に屬する東アジアの國において、文字が中國との政治關係から始まるということをよく表している。

そのため、日本と朝鮮における文字の始まりを論じるにおいて、先ず日本の文字のはじまりを、5世紀以前の文字資料を通じて検討し、それと照らし合わせることによって、朝鮮での文字のはじまりの問題を明確にしていきたい。

## 2. 五世紀以前の日本の文字

### 1. 金印と外交文書

日本において文字が、社會内部での文字への要求が成熟した結果としてではなく、國家と政治の問題、つまり中國を中心とした東アジア世界へ参加するための政治的な手段として始まったことは序論で述べたとおりである。日本が漢字に接し、國家としてそれを必要としたのは「漢委奴國王」印が象徴するように、中國との政治關係においてであった。漢は臣屬してくる異民族に印綬を授け外臣とし、漢の天下秩序に取り込んでいった。一旦、その中國を中心とした天下秩序に取り込まれたものは、中國に國書を奉げる時にその印を用い<sup>3)</sup>、中國の外臣であることを証明した。

日本がこのような印綬を漢から授与されたということは、日本において文書外交が始まったことを意味し、以後漢字の使用は強制的なものとなる。文字の始まりはこのように内的な要請によるものではなく、中國との政治關係という外的な必要に迫られた結果である。当時、中國を中心とした東アジア世界に参入するにおいて、漢字は欠かせない要素だったのである。

日本が中國に使節を送ったことは、『後漢書』に初めて見える。そこには「建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀 使人自称大夫 倭國之極南界也 光武賜以印綬」（建武中元二年(57)、倭の奴國王が遣使して貢物を奉り朝賀した。使者は大夫と自称した。奴國は倭の最南端の國である。光武は印綬を与えた）とある。「漢委奴國王」印はこの時、漢光武帝から授かったものと思われる。その後、景初三年（239）に卑弥呼は再び使者を送り、それに對して明帝は詔書と五尺刀二口、銅鏡百枚などの贈り物を与えている。翌年の正始元年（240

3) 金子修一「倭人と漢字」『國文學』（學登社1999年月9号）p.65.

漢代には紙が普及しておらず、木簡・竹簡の上に文を書き、それを結んだ紐の結び目に粘土を当て、その上から印章を押して封印とした

)には、倭國からお礼の謝辭を述べた上表文を送っている。

この上表文は日本で書かれたものであるが、政治技術としての文字であり、当時の日本社會内部の文字狀況を示すものではない。それは昇明二年（478）の倭王武（雄略天皇）の上表文においてもいえることである。光武帝から授かった金印はこのような文書外交を前提としたもので、日本の漢字使用は余儀ないものとなった。政治技術としての文字の始まりである。漢の印綬授与は他の東方諸國にも及んでおり、『漢書』『王莽伝』には次のようにある。

五威將は符命を捧持して印綬をもたらし、王侯以下及び役人で官名の改められた者はもとより、國外の匈奴・西域、境外の蠻夷にいたるまで、みなただちに新皇室の印綬を授けられるとともに、もとの漢の印綬が回収された。… 莽が策命を下して、「使館は、天空のあまねく覆うかぎり、四方の果てまで、至らぬところなし」と言った。その東方へ出たものは、玄菟・樂浪・高句麗・夫餘にまで至る。<sup>4)</sup>

以上は王莽が五威將らをして四方の夷的へ新の印綬をあたえ、漢の故印を回収したこと、その夷狄に玄菟・樂浪・高句麗・夫餘が含まれていたことを意味するが、これに對して、栗原氏は「前漢ではいずれのときにか高句麗王・夫餘王へ對しても印綬が与えられていたことになろう」<sup>5)</sup>としている。朝鮮半島においても、高句麗及び夫餘は漢から文書外交を前提とした印綬を授かっていたものと思われる。そのような事實は『後漢書』や『晋書』の「夫餘」條においても見ることができる。『後漢書』には「永寧元年乃遣嗣子尉仇台 詣闕貢獻 天子賜尉仇台印綬金綵」<sup>6)</sup>とあり、『晋書』には「其王印文稱穢王之印 國中有古穢城本穢貊之城也」とある。この「穢王之印」について、岡崎敬氏は「穢」は『史記』をはじめとする「正史東夷伝」にみえる、現在の咸鏡南道、北道より江原道にすんだ原朝鮮民族であるとし、この印が何故夫餘國王のもとにつたえられたか明らかでないが、おそらく穢族の一部が夫餘に降ったとき、收めたものであろうとしている。また、この印については魏志に古く漢時より伝えられたことを記すのみで、漢代これに相当する記録を見出すことはできないが、1952年に雲南省晋寧縣寨山古墳から「眞王之印」が発見されたことによって、「穢王之印」も決して空想の所産 ではないことがわかれるとしている。<sup>7)</sup>

高句麗に関しては漢代の印ではないが、晋から授かるとみられる「晋高句麗率善邑長」・「晋高句麗率善任長」・「晋高句麗率善佰長」などの印がある。晋はやはり漢と同様に外臣に印を授けており、この他にも夫餘に与えた「晋夫餘率善佰長」の印がある。

4) 小竹武夫譯『漢書』列伝（筑摩書房1979年）p.436.

5) 栗原朋信『秦漢史の研究』（吉川弘文館1960年）p.189.

6) 『後漢書』85「東夷列伝」75.

7) 岡崎敬「夫租穢君銀印をめぐる諸問題」『朝鮮學報』46輯（1968年）p.54.

このような印は中國との政治関係の中でだけ意味を持つ。日本と朝鮮は文書外交によって文字に触れることになるが、当時の文字は政治技術としての文字であり、社會内部とは隔たったところに存在した。

百濟においては、印は発見されていないが、『宋書』「百濟國伝」に、元嘉二年（425）に太祖文帝が百濟腆支王に「國書」を与え、その後毎年百濟王が使者を遣わして上表文を奉じたとある。その國書と上表文（458）は次のようである。

皇帝問う。使持節・都督百濟諸軍事・鎮東大將軍・百濟王は、代々忠實で從順であり海を越えて誠意を示した。遠方の地に王位を継ぎ、先王の徳業を述べ修めようとしている。正道を慕う心はあきらかである。眞心をもって、小さないかだを大海に浮かべ珍宝を携えて朝廷に見えた。そこで、前王の官爵を継がせ、東方の地に宋朝の藩屏とする。君臨する地で努め勵み、前王の功業を隆してはならない。（以下略）餘慶は使者を遣わし、上表して、臣の國は代々特別の御恩をうけ、文武の高官は世々中國王朝の官爵を授けられております。行冠軍將軍・右賢王の餘紀ら十一人は忠實に勤めており、顯進されてしかるべきと存じます。なにとぞ皇帝の愍を賜り、ともに官爵の除授をおゆるしくくださるようお願い申し上げますと言った。

以上の國書と上表文は皇帝と外臣のあるべき姿を述べており、中國はこの國書を通じて天下の四方に皇帝の徳が行き渡っていることを誇示し、百濟は中國の外臣となることで、その保護のもと高句麗などの外勢を牽制しようとしている。

このような当時の状況について、栗原朋信氏は次のように述べている。

漢の璽印をうけて漢の外臣となれば、直接に漢と当該外臣の國との間に、國境不侵や相互援助の協定などが成立したことは推察できるが、更に漢の一外臣の國は、他の臣の國々との間に、漢の實力を媒介とする一種の安全保障が成立したわけである。<sup>8)</sup>

このような利害関係は当時の東アジアにおいて普遍的なものであり、239年に魏の明帝が倭に与えた國書や478年に倭の武王が宋の順帝に奉げた上表文も同文脈で理解することができる。中國が秩序付けた東アジア世界に參入するにおいて、政治技術としての文字の習得は欠かせないものであった。

## 2. 刻書土器と鏡銘

五世紀以前の日本の文字資料には金印のほかに、土器や鏡に記されたものがある。まず

8) 栗原朋信『秦漢史の研究』（吉川弘文館 1969年）p.261.

土器に記された文字について見ていく。

三重縣大城遺蹟から「奉」或いは「年」と刻まれた二世紀前半の土器が、同縣片部遺蹟からは「田」と書かれた四世紀前半の土器が、福岡縣前原市の三雲遺跡群からは「竟」と刻まれた三世紀半ばの土器が、長野縣根塚遺蹟からは「大」と刻まれた三世紀の土器が、熊本縣玉名市の柳町遺蹟から「田」を含めた五文字が書かれている木製短甲の留め具が発見されている。

これらの資料が発見されるにおいて、新聞では「最古の文字発見」と報じられ、三重縣の刻書土器の発見においては二世紀前半には日本で文字が書かれていたと報じられているこれらの文字資料によって、当時の日本が文字社會であったと即断してよいのだろうか。

以上の資料について、平川南氏は次のように論じている。「竟」との文字に関しては、この文字が発見された前原市が多量の中國鏡の出土でもよく知られていることから、この文字は銅鏡の縁に一周して記されている銘文中の「竟」を記憶のままに刻んだものであるとしている。また「大」字は、「入」を先に書いて、後に横畫を右から左に引いており、明らかに間違った筆順であるとし、このような誤った筆順は中國との外交文書などにたずさわるごく一部以外の人々は文字を見よう見まねで書いたためであるとし、その面でこれらの文字資料は文字の始まりとは一線を書き添えて考えるべきであるとしている。<sup>9)</sup>

つまり前でも述べたように、日本での文字の始まりは中國との政治的な關係に起因しており、單發的に発見されるこれら一、二文字の資料によって日本の社會内部の文字狀況を判断することはできないと思われる。平川氏が「列島における文字の始まりというのは、まったく一般社會が必要としたものではなく、あくまでも政治的なもの、或いは東アジア世界の中に參入してゆく一つの條件として必要とされた」<sup>10)</sup>と指摘されるとおりである。

この他に、日本では多くの銅鏡が発掘されており、その中には年号を記したものが12枚ある。魏の年号9枚、吳の年号2枚、西晋の年号1枚がそれであるが、この中の魏の年号を持つ鏡は、卑弥呼が景初三年に魏から受け取ったとする銅鏡百枚と關連すると思われてきた。しかし、その中に實在しない年号、「景初四年」があることと、日本でしか発見されない三角縁神獸鏡（景初三年、正始元年）があることから、それらの鏡は中國ではなく日本で製作されたとの見方がでてきた。

ここで問題となるのは、日本製とする場合、そこに文字が刻まれていることから、日本の四世紀は既に文字の時代であったとする見方である。<sup>11)</sup>

以下、その問題となる景初三、四年鏡と正始元年鏡の銘文を検討していきたい。

---

9) 『古代日文字のある風景－金印から正倉院文書まで－』（朝日新聞社2002）p.18.

10) 平川南「講日本最古の文字」「古事記の現在」（笠間書院1999年）p.8.

11) 森浩一外「戦5考古學は何をしてきたか」「中央公論」1995年6月）p.226

景初三(239)年三角縁神獸鏡

「景三年 陳是作鏡 自有經述 本是京○ 社地出 吏人 位至三公 母人○之 保子宜孫 壽如金石兮」<sup>12)</sup>

景初四(240)年斜縁盤龍鏡

「景初四年五月丙午之日 陳是作鏡 吏人○之位至三公 母人○之保子宜孫 壽如金石兮」<sup>13)</sup>

正始元(240)年三角縁神獸鏡

「正始元年 陳是作鏡 自有經述 本自○○ (=京師) 社地命出 壽如金石 保子宜孫」<sup>14)</sup>

これらの銘文は、景初四年の「五月丙午之日」を除いて、みな景初三年の銘文に包含される。これを受けて三木太郎氏は「鏡が同一時期に同一集団によって鑄造されたことが、完全に証明された」<sup>15)</sup>としている。

銘文について見ていくと、「五月丙午之日」は實際の干支ではなく、『論衡』に「陽遂取火於天 五月丙午日中之時 消練五石 鑄以爲器 磨礪生光 仰以嚮日 則日來至 此眞取火之道也」(陽遂を使って天上から火を取るのに、五月丙午の日に太陽が眞上に來た時、五石を熔して金屬の凹面器を鑄上げ、これを磨いて光を發せしめ、上向きに太陽に向けるならば、火は自然に灯ってくる。これこそ本當に火を取る方法である)とあるように、鏡をつくるに相応しい日をあらわす一種の吉祥句である。「自有經述」に関しては、福山氏が「名工陳氏の作だから、銘記のあるのが當然だという自負を示すものらしい」<sup>16)</sup>としているのに對して、三木氏は「鏡作成の原則に従う」<sup>17)</sup>と讀んでいる。ただし兩者とも「尙方作鏡 自有紀」や「青盖作鏡 自有紀」等の鏡銘との類似性を指摘している。

「本是京師 社地命出」についても兩者の見解は分かれており、福山氏が「これ、もとは京都(長安)の近くの社陵縣にいたが、明帝の命をうけて洛陽に出仕した」と見ているのに對して、三木氏は「京師」は、「黃初二(221)年十一月」鏡の「會稽山陰師」が「會稽山陰の師」であるように、「京(洛陽及び長安)の師」と讀むべきで、全体の意味は「作者の陳氏が、かつては後漢の都(洛陽及び長安)の官營工房で働いた鏡師であったために、景初三年現在は社陵縣に移り住んでいたが、鏡の製作を命じられた」と見ている「母人○之」については、福山氏が「母」を「母」と見て、「人のこれに名付くることなし、つ

12) 三木太郎『古鏡銘文集』(新人物往來社1998年) p.107.

13) 『特別展古代金石文と倭の五王の時代』(埼玉縣立さきたま資料館、1999年)、p.108。

14) 注三前掲書 p.311

15) 三木太郎「魏の紀年鏡に関する試論」『日本歴史』1991年6月) p.4-4

16) 福山敏男「景初三年・正始元年三角縁神獸鏡」『古代文化』26-11(1974年11月) p.601

17) 4前掲書、p.4

まり形容できぬほど立派であると」と讀んでいるが、景初四年鏡に「吏人〇之位至三公  
母人〇之保子宜孫」と對句になっていることから、「吏人がこれをみつめれば位は三公に  
至り、母人がこれをみつめれば子を保ち孫に宜しい」とした、三木氏の説に分があるよう  
に思われる。このように兩氏の讀みに違いは見えるが、これら銘鏡の製作地に關しては中  
國ということで、兩者が一致している。特に三木氏は一万点に及ぶ「漢簡」の調査の結果  
、曆にない年次を記したものが四十五例、干支表記の誤りのあるものが四十八例あるとし  
、景初四年との誤った年次が鏡の國産説を保證するわけではないと説かれている。18)その  
一方では三角縁神獸鏡が日本でしか發見されないことから、中國系の工人が日本へきて製  
作したとの見方がある。19)さらにそこから「四世紀はもろに日本の文字文化の時代である  
」とする説も出てきている。20)

しかし、上で見てきたように鏡に刻まれている文字は中國のそれをそのまま日本に持ち  
込んだだけにすぎず、三角縁神獸鏡が日本で製作されたとしても、それが日本においての  
文字の内部化を保證するわけではない。土器に刻まれている文字同様、鏡銘は文字の始ま  
りの問題とは一線を書している。

以上、日本の文字が「漢委奴國王」印に象徴されるように、中國との政治關係において  
始まったこと、五世紀以前の文字資料には鏡銘や土器の刻書文字などがあるが、これらは  
その性質上、文字の始まりとは一線を書すものであることを提示したい。

### 3. 樂浪の文字－黏蟬縣神祀碑

朝鮮の文字の始まりが、社會の内的な成熟や文字への要求の高まりによるものではなく、  
中國との政治關係によるものであったことは上で述べたとおりである。それは社會の  
外でのみ意味を持つ文字であった。その点において、日本での文字の始まりと共通する。  
しかし、朝鮮半島の場合は漢武帝（B.C108-107）の時に漢四郡（樂浪・眞番・臨屯・玄■）  
が設置されることによって、漢字が直接持ち込まれた点で大きく異なる。つまり中國と地  
理的に離れていた日本が、光武帝（A.D57）に使節を送ることによって、國家として始め  
て中國の文字に触れることになるのと違い、中國と陸続きになっている朝鮮の場合は、國  
家として政治的に中國の文字を必要とする以前に、漢四郡によって漢字が直接、國內にも  
たらされたのである。そのため、朝鮮における文字の始まりを漢四郡時代からとする、次

18) 三木太郎「漢簡に見える年号・干支初四年鏡の年次に關連して」『史學雜誌 98-11981月』

19) 王仲殊『三角縁神獸鏡の謎』（角川書店1985年）、森浩一「邪馬台國は見たか 青龍三年鏡」『  
文芸春秋』1999年6月』

20) 『特別展 古代金石文と倭の五王の時代』（埼玉縣立さきたま資料館、1999年）、p.226

のような見解もある。

見解 A

異質な言語を表記するための漢字と漢語の伝来時期と経路は、現存文献上あきらかではないが、大体世紀前2・3世紀に始まって衛滿朝鮮を経て漢四郡時代にはその使用が支配層に於いては旺盛であったとおもわれ、新羅眞興王の封疆碑文(北漢山碑) などから推定して4・5世紀頃には広く普遍化していたものと思われる。<sup>21)</sup>

見解 B

漢四郡時代にはすでに漢文が輸入され四・五世紀ごろには三國ともに公用文に漢文を使用していたのである。<sup>22)</sup>

このような見解は、漢四郡時代に入ってきた漢字が、半島内部での文字に対する要求の成熟とともに徐々に社會に浸透していったとするもので、文字を自然成長的な立場で捉えるものである。しかし、現在残されている樂浪時代の文字が、朝鮮の社會内部で意味を持っていたと判断して良いのだろうか。樂浪の文字は主に銅器(戈・矛・劍・斧)・漆器・印章・封泥・瓦・土器・銅鏡などに刻まれており、その内容は製作された年月日・製作者・所持者名・吉祥句などからなっている。それらは物と一体となって機能する文字であり、社會内部で意味を持つ文字とは性質をことにする。この他に、碑としては「黏蟬縣神祀碑」が唯一残っている。この碑は平山の神に對して雨を請い、その祭祀によって得ることのできた恩恵について述べる請雨碑である。しかし、この碑は文字が社會に浸透し、一般民衆の願いを文字によって表すようになった結果物ではない。何故ならそこに刻まれている文章は、中國に多く存在する晴雨碑そのものだからである。

このように漢四郡時代の文字は、朝鮮社會の外に存在した中國の文字であり、その文字によって朝鮮の社會内部の文字状況を判断することはできない。そうした視点から、樂浪の文字について見ることから始めたい。

以下、樂浪の銘文の検討を通じて、当時の朝鮮における文字の様相を考察していく。

## 1. 黏蟬縣神祀碑

樂浪の銘文は主に銅器(戈・矛・劍・斧)・漆器・印章・封泥・瓦・土器・銅鏡などに刻まれており、その内容は製作された年月日・製作者・所持者名・吉祥句などで構成されて

21) 除炳國『大學國語學史』(學文社、1982年)、pp.46-47

22) 金思燁『古代朝鮮語と日本語』(六興出版社、1988年)、p.49

いる。これらの資料については、關野貞『樂浪郡時代の遺蹟』（古蹟調査特別報告、1927年）・藤田亮策・梅原末治『朝鮮古文化綜鑑』（1957年）に詳しい。瓦銘については最後に触れる。注目されるのは「黏蟬縣神祀碑」<sup>23)</sup>である。この一つのみが樂浪の碑文として残っている。

黏蟬縣 神祀碑（平山君祀碑）

- 1 □□□年四月戊午黏蟬長 □□
- 2 □建丞屬國會□□衆□立
- 3 □山神祀刻石辭曰
- 4 □平山君德配代嵩承天幽□
- 5 □祐黏蟬興甘風雨惠閏土田
- 6 □□壽孝五穀豐成盜賊不起
- 7 □□蟄藏出入吉利感受神光<sup>24)</sup>

この碑は『海東金石苑補遺』<sup>25)</sup>によると1913年、今西龍により発見されたという。黏蟬縣とは『漢書』「地理志」に見える樂浪郡<sup>25</sup>縣<sup>26)</sup>のなかの一つである黏蟬にあたる。碑が建立された年代は「此刻年號雖然以書体考之出於漢代無疑」<sup>27)</sup>（これを刻んだ年号は欠損しているが、書体からおもうに漢代であることは疑いない）と、漢代であることは確かである。年代をめぐるには幾つかの説<sup>28)</sup>があるが、有力なのは後漢章帝元和二年（A.D85年）説と、後漢靈帝光和元年（A.D178年）説の兩説である。

元和二年説を主張しているのは小田幹治郎・葛城末治・藤田亮策等<sup>29)</sup>で、その根據として『後漢書』「章帝末紀元和二年二月甲寅條」の「詔曰今山川鬼神應典禮者 尙未成秩 其議增修羣祀以祈豊年」（詔して曰わく、いま山川の鬼神の典禮にかなえるもの、尙未だことごとくは秩えられず。それ議して羣祀を増修し、以て豊年を禱れ）<sup>30)</sup>と、「祭祀志第八」の「章帝即位元和二年正月條」の「詔曰山川百神應祀者未盡其議增修羣祀」（詔して曰

23) 漢代の碑の拓本は「戰國・秦・漢」『北京図書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（法仁文化社、1990年）および、永田英正『漢代石刻集成 図版・釋文篇』に掲載されている

24) 永田英正『漢代石刻集成 図版・釋文篇』京都大學人文科學研究所研究報告（同朋舎出版、1994）p.268

25) 『石刻史料新編』第一輯 第二十三（法仁文化社、1987年）。

26) 『漢書地理志』『東アジア民族史1』（平凡社、1995年）

27) 注4前掲書

28) 本文で述べた以外に、勞幹は後漢建武8年（32）とみている。「黏蟬縣神祀碑之研究」『東方學志』23・24（1979年）

29) 小田幹次郎『樂浪郡時代の遺蹟』古蹟調査特別報告（朝鮮總督府、1927年）、藤田亮策・梅原末治『朝鮮古文化綜鑑』1・2・3卷（1957年）、葛城末治『朝鮮金石攷』（1935年）

30) 吉川忠夫『後漢書』（岩波書店、2001年）、pp.215-216

わく山川の百神の祀にかなえるもの、まだつきない。それを議し羣祀を増修すべし)を擧げている。これに對して、光和元年説を主張しているのは羅振玉・關野貞・内藤湖南・金鍾太<sup>31)</sup>で、その根據として現存する請雨・豊年・祭祀に關する碑が皆光和年間を中心に建立されていること、碑の書体が發達した隸書体であること、本碑の文体が靈帝代に建立された碑文と内容が類似していることなどを擧げている。

ここでは碑の創建年代はあえて論じず、銘文の検討を通じて、この碑が建立された理由及び、その特徴を考察していきたい。

1行目の「黏蟬長」は「每縣邑道大者置令一人 千石 其次置長 四百石 小者置長 三百石 百官表云 萬戸以上爲令 萬戸以下長」(每縣邑道の大きなものには令一人千石を置き、その次には長 四百石を置き、小さいものには長 三百石を置く。百官表にいわく、萬戸以上は令を以ってし、萬戸以下は長を以ってす)『後漢書』「百官志 五」とあるから、人口が一万戸に滿たない縣であった。また平安南道大洞郡大洞江面土城里出土の封泥の中には、「黏蟬長印」・「黏蟬丞印」との封泥銘がある。

2行の「丞」は、縣長を補佐し宗廟・禮儀・都水・陵墓・神祀等を掌る官である。

4行の「平山」は黏蟬縣にある地名で「平山君」は平山の山神を意味する。同4行の「代嵩」の「代」は岱と同じく、岱山つまり泰山を意味し、「嵩」は嵩山を意味する。兩山とも中國の五岳に屬し、泰山は東岳であり嵩山は中岳である。「德配代嵩」は、平山の德が泰山・嵩山のそれと並ぶことを意味する。

5～7行の「興甘風雨惠閏土田□□壽孝五穀豊成盜賊不起□□蟄藏出入吉利咸受神光」は、以下に述べる中國の請雨碑によく見えるもので、山神に祭祀を奉げた結果、もたされる恩惠について述べている。以上により、「平山君祠碑」は平山の神に對して雨を請い、その祭祀によって得ることのできる恩惠について述べた、晴雨碑であることが分かる。以下、中國の請雨碑との比較を通じて、それをより明確にしていきたい。

## 2. 中國碑文との比較

中國において、名山は雨を降らす力を持つものとされ、それは『後漢書』に次のようにしめされている。

明帝十八年(75年)夏四月己未、詔曰、自春己來、時雨不降、宿麥傷旱、秋種未下政失厥中、憂懼而已、…禱五嶽四瀆、郡界有名山大川能興雲致雨者、長吏各絜齋禱請冀蒙嘉 ○<sup>32)</sup>

31) 關野貞『樂浪郡時代の遺蹟』古蹟調査特別報告(朝鮮總督府、1927年)、金種太『樂浪時代の銘文』『史學志』9(1975年)、羅振玉『金石萃編』『石刻史料新編』第一輯 第一卷(法仁文化社、1987年)、内藤湖南『朝鮮平安南道龍岡郡新出土漢碑釋文』『藝文』5-3

「名山能興雲致雨者」（名山は能く雲を興し雨を致す）とのように、中國の山には多くの請雨碑が建てられている。それらとの比較を通じて、「黏蟬縣神祀碑」を見ていく。

中國の漢時代の晴雨碑としては、「祠三公山碑」元初四年（A.D117）、「三公山神碑」本初元年二月（A.D146）、「西嶽華山廟碑」延熹八年（A.D165）、「封龍山碑」延熹七年正月（A.D164）、「堯祠祈雨碑」延熹十年（A.D167）、「嵩高晴雨銘」熹平四年（A.D175）、「三公山碑（北嶽碑）」光和四年四月（A.D181）、「無極山碑」光和四年（A.D181）、「白石神君碑」光和六年（A.D183）が知られている。これらの碑文の共通点は皆山に建てられているという点で、「三公山」・「華山」・「嵩山」は五嶽のうちの北嶽・西嶽・中嶽に当たる。

以下、晴雨碑としての性質をよく表している、「祠三公山碑」の銘文を代表的に検討し、その他は晴雨碑としてそれらと共通する部分だけを取り上げていく。

1) 「祠三公山碑」

- 1 初四年常山相隴西馮君到官承饑衰之後
- 2 三公御語山三條別神迺在嶺西吏民禱祠興雲
- 3 膚寸偏雨四維遭離羌寇蝗旱鬲并民流道荒 祠希罕
- 4 不行由是之來和氣不臻乃求道要叟本其原以三公惠
- 5 其靈尤神處幽道艱存之者難卜擇吉土治東就衡山
- 6 堂立壇雙闕夾門薦牲納禮以寧其神神熹
- 7 其位甘雨屢降報如景響國界大豐穀斗三錢民
- 8 無疾苦永保其年<sup>32)</sup>

三公山は六名山の一つである。『後漢書』「郡國志」の常山國元氏注にいう三公塞が即ちこの山で、五嶽中の北嶽の南一支峰に当たる。

2～3行は、えびすに遭遇した早魃に見舞われた吏民が、三公山の神に興雲し雨を隈なく降らせてくれることを祈ることをいう。「遭離羌寇蝗旱」は『資治通鑑』「安帝永初二（108）年」條の「先零羌遂入寇河東至河內詔河內常山中山繕作塢以禦寇」（先零羌が遂に河東に入寇し、河内に至る。詔するに河内と常山と中山にとりでを作り寇をふせぎなさい）と、『後漢書』「西羌傳」と一致する。碑文の結びは、六名山の一つである三公山に堂を起し壇を立て雙闕で門をはさみ、その神を祭った結果、甘雨がたびたび降り民の生活が潤い苦惱が無くなったことをいう。

32) 吉川前掲書、pp.173-174。

33) 永田英正「漢代石刻集成図版・釋文篇」京都大學人文科學研究所研究報告（同朋舎出版、1994）、p.56

これ以外の晴雨碑も、次のように名山がもたらす恩恵について語っている。それは、「西嶽華山廟碑」の「觸石興雲雨我農桑資糧品物亦相瑤光」（石に触れて雲を興し、我が農桑に雨をふらす。万物をはぐくみ、瑤光の働きをたすける）、「三公山神碑」の「奉祠山能興（欠）山川（欠）潤百里者」（山に奉祠し能く（欠）を興す。山川（欠）百里を潤おす）、「堯祠祈雨碑」の「嘉優霑利茂萬物」（良い雨が降り恩恵が施され萬物が良く茂る）、「三公山碑」の「羣神兮興雲致雨除民患兮」（羣神をうかがい、雲を興し雨をまねき民の患を除く）、「無極山碑」の「能興雲出雨爲民來福除央」（能く雲を興し民のために雨を出だす。福は来し禍は去る）、「白石神君碑」の「天地長育万物觸石而出膚寸而合不終 雨沾洽」（天地をたすけ万物を長育する。石に膚寸に触れ朝日をむかえる前に潤雨を降らせる）のようである。

次に、これら漢時代の晴雨碑と樂浪の「黏蟬縣神祀碑」を比較検討する。

### 3. 「黏蟬縣神祀碑」と漢の晴雨碑との比較

中國では名山に神がおり、その神は「山嶽則配天」（山岳は天とならぶ）と、天神と同様の徳を持つと思われていた。その神は「封龍君」・「靈山君」などと言われ、「黏蟬縣神祀碑」の「平山君」もそれをいう。

「三公山碑」の「徳配五嶽」は、三公山が東嶽の泰山・西嶽の華山・南嶽の衡山・北嶽の常山・中嶽の嵩山と徳を同じくすることをいい、「黏蟬縣神祀碑」の「徳配代嵩」も平山が、嵩山・泰山と徳を同じくすることをいう。

「黏蟬縣神祀碑」の結びである「興甘風雨惠閩土田□□壽孝五穀豊成盜賊不起」（甘い風雨を興し土田を潤す。壽考を□□し、五穀を豊かに成し、盜賊は起らず）は、「祀三公山碑」の「甘雨屢降報如景響國界大豊穀斗三錢民無疾苦」（甘雨をしばしば降らせ、その反応は密接で速い。國界は大いにみのり、穀斗は三錢となる。民は苦しむことない）、「三公山神碑」の「奉祠山能興（欠）山川（欠）潤百里者」（山に奉祠し能く（欠）を興す。山川（欠）百里を潤おす）、「西岳華山廟碑」の「興雲雨我農桑資糧品物亦相瑤光」（雲を興し我が農桑に雨をふらす。万物をはぐくみ、瑤光の働きをたすける）、「封龍山碑」の「品物流形農寔穀粟至三錢天應玉燭」（品物は形をあたえられ、農は嘉穀をみのらせ、粟は三錢になり、天の四時の氣は調和する）、「堯祠祈雨碑」の「嘉優霑利茂萬物」（良い雨が降り恩恵が施され萬物が良く茂る）、「三公山碑」の「羣神兮興雲致雨除民患兮」（羣神をうかがい、雲を興し雨をまねき民の患を除く）、「無極山碑」の「能興雲出雨爲民來福除央」（能く雲を興し民のために雨を出だす。福は来し禍は去る）、「白石神君碑」の「天地長育万物觸石而出膚寸而合不終雨沾洽」（天地をたすけ万物を長育する。石に膚寸に触れ朝日をむかえる前に潤雨を降らせる）と相通し、名山がもたらす恩恵を示す

。今まで見てきたように、平山を祭祀しそこに請雨碑を建てたのは、中國の多くの請雨碑が示すように、山の神が雨を降らし恩恵を施すとされていたからである。

樂浪の碑文は、『北京図書館藏中國歷代石刻拓本匯編』・『漢代石刻集成』において、漢代碑の範疇に収められているように、社會内部の文字基盤から誕生したのではなく、中國漢の文字が半島内に持ち込まれた結果にすぎない。

#### 4. おわりに

この小論は、文字を有さなかった日本と古代朝鮮における文字の始まりを論じたものである。つまり漢字は自國の言葉を書き表すためといった、文字への内的な要求が高まった結果、國內に導入され定着したとする自然發展的な文字への視点をかえりみ、中國との政治關係において文字の始まりを捉えようと試みたものである。

そのため日本と古代朝鮮における文字の始まりを、中國を中心とした当時の東アジア世界に屬していた兩國の立場と關わらせて論じた。日本の場合、中國と海を隔てているという地理的な特徴から、後漢光武帝建武中元二年（57）に遣使し印綬を賜うことによって始めて、國家として中國の文字に接することになる。それに比べ朝鮮の場合は、漢が樂浪を含めた漢四郡を設置することによって、漢字が直接半島に持ち込まれることになる。

このように、文字を始めて接した有様は兩國が異なっており、そのため朝鮮の文字は樂浪時代のものが、文字への要求の高まりとともに發展し定着したものと認識されてきた。しかし、樂浪時代の碑文の検討から分かるように、それは漢の文字が樂浪に持ち込まれたにすぎないものである。樂浪の文字は、朝鮮が國家として政治的に文字を要する以前に國內に持たされ、そのため社會内部とは隔たったところに存在した。だとしたら、朝鮮が國家として自ら文字を要したのはいつなのか。それは、日本の「漢委奴國王」印と性質を同じくする、高句麗の「晋高句麗率善邑長」・「晋高句麗率善佰長」・「晋高句麗率善仟長」印から推定することができる。これらの印は、日本と高句麗が当時の中國を中心とした世界秩序に、中國との冊封關係をつうじて参加していたことを表わすものである。これら印によって、倭の使者が57年に後漢光武帝から授かった「漢委奴國王」の金印と同様なものが、32年に後漢光武帝に遣使した高句麗に對しても授けられていたと推定することができる。百濟と新羅においては、印は發見されていないが、百濟の場合、425年の宋太祖文帝との「國書」の授受から、新羅の場合、502年と508年の魏への朝貢記事から、百濟と新羅における文字やはり中國との政治關係を結ぶための手段として始まったことが分かる。このように、日本の文字の性質を検討することによって、同じ漢字文化圏に屬していた

朝鮮半島の文字の特徴がより明瞭となる。日本と朝鮮が、文字を接した最初の状況は異なっていたが、國家として文字を要したのは中國と政治的な關係を結び東アジア世界に参加するためであったという点で、兩國の文字の始まりは共通するのである。

### 【参考文献】

- ・金思燁 (1988) 『古代朝鮮語と日本語』、六興出版社、p.49。
- ・除炳國 (1982) 『大學國語學史』、學文社、pp.46—47。
- ・井上秀雄 (1995) 『東アジア民族史1』、平凡社、pp.101—187。
- ・栗原朋信 (1960) 『秦漢史の研究』、吉川弘文館、p.261。
- ・永田英正 (1994) 『漢代石刻集成 本文篇、図版・釋文篇』 京都大學人文科學研究所研究報告、同朋舎出版、p.268。
- ・西嶋定生 (1994) 『日本歴史の國際環境』、東京大學出版社、pp.38—60。
- ・平川南 (1999) 『古事記の現在』、笠間書院、p.8。
- ・三木太郎 (1998) 『古鏡銘文集成』、新人物往來社、p.107。

## 要 旨

古代東アジアは、中國を中心とした世界秩序で編成されており、その世界に参加するためには中國と政治的な關係（冊封關係）を結ぶことが要された。中國と冊封關係を結んだ國は、その証しとして中國の皇帝から印綬を授かることとなる。この印綬は、文書外交を前提としたもので、被冊封國が中國に朝貢する場合、携帶すべき國書の封印として用いられた。國書を書くためには勿論、漢字を用いなければならず、被冊封國にとって漢字は、中國との政治關係を結ぶための必修条件であった。漢字はこのような政治的理由によって東アジア世界に伝播され、その結果、漢字を媒体とした漢字文化圏が誕生することとなる。日本の場合、中國と海を隔てているという地理的な特徴から、後漢光武帝建武中元二年（57）に遣使し印綬を賜うことによって始めて、國家として中國の文字に接することになる。それに比べ朝鮮の場合は、漢が樂浪を含めた漢四郡を設置することによって、漢字が直接半島に持ち込まれることになる。このように、文字を始めて接した有様は兩國が異なっており、そのため朝鮮の文字は樂浪時代のものが、文字への要求の高まりとともに發展し定着したものと認識されてきた。しかし、樂浪時代の碑文の検討から分かるように、それは漢の文字が樂浪に持ち込まれたにすぎないものである。

高句麗の印や425年の宋太祖文帝と百濟の「國書」の授受、新羅の502年と508年の魏への朝貢から、古代朝鮮においての文字やはり中國との政治關係を結ぶための手段として始まったことが分かる。

日本と朝鮮が、文字を接した最初の状況は異なっていたが、國家として文字を要したのは中國と政治的な關係を結び東アジア世界に参加するためであったという点で、兩國の文字の始まりは共通するのである。

キーワード：文字の始まり 東アジア世界 漢字文化圏 冊封關係 外交手段としての文字  
外部の文學

투 고 : 2003. 8. 20  
2차 심사 : 2003. 9. 13  
3차 심사 : 2003. 10. 10

住 所 : 301-150 大田 中區 太平洞 三扶 APT 32-122

電 話 : 042-537-5408

E-mail : Shirijung@hanamil.net